

公 示

「一級河川狩野川河口部における不法係留船対策に係る計画」において、「重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、沼津河川国道事務所（河川管理課）に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月30日

国土交通省中部地方整備局長

1. 河川名

狩野川水系 狩野川

2. 重点的撤去区域の範囲

永代橋下流から河口までの河川区域

3. 設定時期

平成19年11月30日

4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる（監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）。

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

重点的撤去区域設定図

設定時期：平成19年11月30日

